法律

関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和四十五年四月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第三十二号

関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「騰貴しているとき」を「騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められとき」に改める。

第十四条第三号の二中「物品」の下に「及びこれらの複製によつて製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品」を加え、同条に次の一号を加える。

十七 ニュース映画用のフィルム(撮影済みのものに限る。)及びニュース用のテープ(録音済みのものに限る。)。ただし、内容を同じくするものについては、そのうちの二本以内に限る。

第十七条第一項第六号の二中「機器」を「物品」に改める。

第十九条第五項中「燃料」の下に「(当該輸出貨物の製造に加工用として直接使用される燃料を含む。)」を加える。

「

五 その他のもの	
(一) フェノール樹脂のもの	三〇%
(二) ポリエステル樹脂のもの	三〇%
(三) シリコーンのもの	三〇%
(四) その他のもの	三〇%

」を

別表第三九・〇一号中

「

五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの	
その他のもの	
六	
(一) フェノール樹脂のもの	三〇%
(二) ポリエステル樹脂のもの	三〇%
(三) シリコーンのもの	三〇%
(四) その他のもの	三〇%

」に

改める。

「

五 その他のもの	
(一) ポリエチレンのもの	三〇%
(二) ふつ素樹脂のもの	三〇%
(三) ポリスチレンのもの	三〇%
(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	
A 塩化ビニル樹脂の紙物材料(しんにとうを用いたものに限る。)	一〇%
B その他のもの	二〇%
(五) アクリル樹脂のもの	三〇%
(六) その他のもの	三〇%

」を

別表第三九・〇二号中

「

五 第五九類の注1に規定する紡織用繊維の織物類に塗布し、しみ込ませ、被覆し又は積層したもの	
(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	二〇%
(二) その他のもの	三〇%
六 その他のもの	
(一) ポリエチレンのもの	三〇%
(二) ふつ素樹脂のもの	三〇%
(三) ポリスチレンのもの	三〇%
(四) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	
A 塩化ビニル樹脂の紙物材料(しんにとうを用いたものに限る。)	一〇%
B その他のもの	二〇%
(五) アクリル樹脂のもの	三〇%
(六) その他のもの	三〇%

」に

改め、同表第八〇・〇一号の税率の欄中「五%」を「無税」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第七条までの規定中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に、「同月一日から同月三十日まで」を「昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで」に、「指定期間」を「昭和四十五年度」に改める。

第七条の三及び第七条の四第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改める。

第七条の五第一項中「指定期間において税関長」を「昭和四十五年度において税関長」に、「指定期間においてその事業」を「同年度においてその事業」に改める。

第七条の六第一項中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「プラストサイジン・エスの製造」の下に「、イタコン酸の製造」を加える。

第七条の七中「昭和四十五年四月三十日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、同条の表第八四・六二号の二の項の次に次のように加える。

第八五・一五号の二	テレビジョン受像機(シャシを含む。)
第八五・二一号の二の項製品の欄中「及びシリコンダイオード及び半導体集積回路」に改め、同表第八五・二一号の三の項の次に次のように加える。	
第八五・二三号の三	ワイヤリングハーネス(自動車用のものに限る。)

第七条の七の次に次の一条を加える。

(低いおう燃料油製造用原油等の減税)

第七条の八 次の各号に掲げる物品で昭和四十六年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から一年以内に税関長の指定する期間内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各